

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している人
※心身に一定の障がいがあるときは20歳未満

- ▶父母が婚姻を解消した
▶父や母が死亡した
▶父や母の生死が明らかでない
▶父や母が政令で定める程度の障がいの状態にある など

支給月額(全部支給のとき)

- ▶1人目 42,910円
▶2人目 10,140円
▶3人目以降 6,080円

※所得に応じて一部支給や支給制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

須賀川市 児童扶養手当 検索

固こども課(88)8114

特別児童扶養手当

精神または身体(内部疾患を含む)に中度または重度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の児童を療育している人(児童が施設に入所しているときや、障がいを理由に公的年金を受けられるときは支給されません)

支給月額(1人当たり)

- ▶1級該当児童 52,200円
▶2級該当児童 34,770円

※所得に応じて支給制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

須賀川市 特別児童扶養手当 検索

固社会福祉課(88)8112

献血にご協力を

例年、冬季は献血者が減少傾向にあります。輸血に使われる血液製剤は長く保存できないため、絶えず多くの献血が必要です。

時▶12月29日(日) 午前10時~午後4時30分

場イオンタウン須賀川(古河105)

固健康づくり課(88)8122

ユネスコ世界寺子屋運動募金

ユネスコでは、世界の読み書きのできない子どもや大人に「学びの場(寺子屋)」を提供するための募金活動を行っています。

強化期間 11月1日~令和2年1月31日(金)

募金箱設置場所 須賀川地方ユネスコ協会(生涯学習スポーツ課内)、岩瀬管内の須賀川信用金庫、福島県商工信用組合、大東銀行、福島銀行
固須賀川地方ユネスコ協会では、募金以外に書き損じはがきも受け付けています。

固須賀川地方ユネスコ協会(88)9171

初心者のための手話コーナー

つながるコミュニケーション



バス

親指を立て、人差し指の指先を合わせた両手を前に出す。

(一社)福島県聴覚障害者協会「ろう者との対話のために」より

福島県こども救急電話相談

夜間に突然子どもの体の具合が悪くなったときは、こども救急電話相談をご利用ください。

医師や看護師から適切なアドバイスが受けられます。

短縮ダイヤル #8000

※固定電話やアナログ回線などのときは024(521)3790

受付時間 午後7時~翌朝午前8時

固健康づくり課(88)8122

老人福祉センター等運営協議会委員

任期 令和2年1月20日~令和4年1月19日(2年間)

市内在住または在勤の20歳以上で、温泉福祉施設や高齢者の生きがいなどに関心があり、協議会に出席できる人

※市が設置するほかの公募委員に委嘱されている人、市税などを滞納している人を除く

定2人(応募者多数のときは抽選)

募集期間 12月2日(月)~16日(月)

応募方法 長寿福祉課に設置の応募用紙(市ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入の上、長寿福祉課にお持ちください。

固長寿福祉課(88)8116

いつまでもお元気で~百歳賀寿~
田中 シイさん (稲・大正8年11月3日生まれ)
シイさんは農業を営み、80歳くらいまで畑で農作業をしていました。好き嫌いなく何でも食べること、規則正しい生活を送ることがシイさんの長寿の秘けつです。
佐藤 ツヤさん (吉美根・大正8年11月14日生まれ)
ツヤさんは農業を営み、65歳くらいまで米作りをしていました。腹八分目の食事を心掛けること、規則正しい生活を送ることがツヤさんの長寿の秘けつです。

マイナンバーの記載で年金手続き時の添付書類が省略

省略になる手続き ●老齢・障害年金請求 ●死亡に関する手続き(遺族基礎・遺族厚生年金請求、寡婦年金請求、未支給年金請求、死亡一時金請求) ●そのほか年金給付に関する手続き

省略になる書類 住民票、所得を証明する書類

省略にならない書類 戸籍に関する証明書

※添付書類は手続きにより異なる

住所・氏名の変更も届け出は不要
被保険者の住所・氏名の変更についても、年金機構への届け出は不要です。

※年金受給者が氏名を変更したときは、金融機関での年金受給口座名義変更手続きと、年金証書引換届(日本年金機構から後日郵送)が必要になります。

固郡山年金事務所024(932)3434 保険年金課(88)9137

司法書士による債務整理の無料相談会

時12月18日(水) 午前10時~正午、午後1時~3時(1人当たり30分)

※事前予約必要

場市役所3階「市民相談室」

定8人

固生活課(88)9128

下水道排水設備工事指定業者の新規・更新申請

市内で下水道排水設備工事を行う事業者は、市の「指定業者」として指定を受ける必要があります。

次の事項に留意の上、申請してください。

申請書(下水道施設課に設置)に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて下水道施設課に提出してください。

申請期間 12月10日(火)~令和2年2月28日(金)

有効期間が令和2年3月31日で満了となる事業者には、別途通知します。

固下水道施設課(88)9159

入札参加資格審査の追加申請

審査を受ける事業者は、次により申請してください。

資格の有効期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日

ホームページの「提出書類チェックリスト」を確認の上、必要書類を一般書留、簡易書留、レターパックなどで郵送してください。

※84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封してください。

宛先 〒962-8601(住所記載不要) 行政管理課契約検査係

固令和2年1月中旬

須賀川市 入札参加 検索

固行政管理課(88)9180

公職選挙法の「寄附の禁止」

政治家の寄附の禁止 政治家が、選挙区内の人(親族や政治団体を除く)に対し、寄附をすることは禁止されており、次のものを除き罰則の対象となります。

※有権者が求めてもいけません。

▶本人が出席する結婚披露宴の祝儀

▶本人が出席する葬式や通夜での香典で一般の社交程度のもの

後援団体の寄附の禁止 後援団体などが、選挙区内の人に対し、花輪、香典、祝儀、そのほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的以外の寄附をしたりすることは禁止されています。

挨拶を目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内で挨拶を目的とする有料広告を新聞などに出すこと、これを求めることは禁止されています。

年賀状などの挨拶状の禁止 政治家が、選挙区内の人に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状や寒中見舞などの時候の挨拶状を出すことは禁止されています。

固選挙管理委員会事務局

(88)9163



すこやか通信

子どもの虫歯

予防歯科で防ごう!

虫歯は、なつてから治療するのではなく、予防を大切にする「予防歯科」という考えが重要視されています。

乳歯を守る

乳歯は、永久歯に比べデリケートで、虫歯が進行しやすいのが特徴です。

乳歯が虫歯になると、その下で準備をしている永久歯も虫歯になりやすく、早期に抜けると歯並びにも影響します。

毎日の歯磨き

虫歯予防には、毎日の歯磨きが大切です。特に就寝前には丁寧に磨き、小学2年生くらいまでは、大人が仕上げ磨きをしましょう。

歯磨きの習慣を身に付けることで、虫歯予防につながります。規則正しい食生活 食事やおやつ時間を決めて、頻繁な間食やダラダラ食べを防ぎましょう。

糖分が含まれているジュースやイオン飲料は飲み過ぎに注意し、水や麦茶などに変えると効果的です。

定期的な歯科検診

かかりつけの歯医者を決めて、定期的に歯科検診を受けましょう。

市では、満1歳から3歳7カ月未満の子どもの対象に、「フッ化物歯面塗布事業」を実施しています。須賀川歯科医師会に加入している歯科医院に予約の上、個人負担500円で受けられます。

ぜひ「予防歯科」に取り組んでみてください。

健康づくり課(88)8123

